

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、お客様の期待を感動に変えるため、常に自らを磨き、理想を実現させるため、ためらうことなく変革への挑戦を続け、常に多くの人々(ステークホルダー)に支えられていることに感謝し、謙虚な気持ちで事業活動を行っております。この行動規範に従って、法令、社内規則、方針を遵守し誠実に取り組み、最適なコーポレート・ガバナンスの構築に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

基本原則のすべてを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
佐野 健一	2,356,000	29.01
株式会社メンバーズモバイル	1,550,000	19.09
SBIイノベーションファンド1号	1,177,200	14.49
日本証券金融株式会社	375,100	4.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	209,700	2.58
株式会社SBI証券	157,100	1.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	119,900	1.47
中本 新一	95,000	1.17
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	93,200	1.14
株式会社クレディセゾン	90,400	1.11

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	12月
-----	-----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
内藤 真一郎	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内藤 真一郎	○	——	WEBマーケティングに関する豊富な経験及び長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験や知見を活かし、経営を監視いただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくべく、社外取締役に選任しております。また、当社と同氏との間に特別の利害関係はなく、中立公正な独立機関として独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び内部監査部門及び会計監査人は、相互の監査計画の共有並びにその説明・報告、定期的面談の実施により監査環境や当社固有の問題点を共有し、棚卸及び営業所監査の立ち会い等を連携して行い、監査の質的向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
梅原 和彦	他の会社の出身者													
茂田井 純一	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梅原 和彦	○	――	金融機関での豊富な経験と高い見識を有しております、また、企業経営者としての経営に対する幅広い見識を、当社の監査体制に反映していくべく、社外監査役に選任しております。また、当社と同氏との間に特別の利害関係はなく、中立公正な独立機関として独立役員に指定しております。
茂田井 純一	○	――	監査法人での豊富な監査業務の経験に加え、公認会計士及び税理士の資格や会社経営の経験も有しております、客観的・中立的な監査業務が期待され、その職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、中立公正な独立機関として独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上への意欲と士気を一層高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

社内取締役、従業員に対し、業績向上への意欲と士気を一層高めることを目的として付与しております。なお、その他については、当社の元従業員で現在は出資先の役員であります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上に該当する者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役の報酬は、総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会で決議されている総額の限度内において取締役会で決定する旨を定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】[更新](#)

社外取締役に対しては管理本部にて、社外監査役に対しては管理本部及び内部監査室にて、それぞれ窓口となって情報共有を行っております。取締役会での議題や資料等につき必要に応じて事前に説明を行っております。また、社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査等につき適宜状況報告し、サポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)[更新](#)

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は、以下のとおりであります。なお、これらの模式図は別紙添付のものをご参照下さい。

a 取締役会

取締役会は取締役4名(うち、社外取締役1名)により構成され、毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、経営全般に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況の監督を行っております。

b 経営会議

経営会議は取締役、常勤監査役、執行役員、事業部長等の幹部社員で構成され、毎月1回以上開催しております。取締役会への付議事項を検討するとともに、日常の業務執行の確認や意思決定を迅速に行い、経営活動の効率化を図っております。

c 監査役会

監査役会は監査役3名(うち2名が社外監査役)により構成され、監査方針・計画に基づき、コーポレート・ガバナンスの実行性を高めるべく、取締役の職務執行を含む日常的活動の監査を行っております。

d 内部監査室

内部監査室は2名により構成され、当社グループの組織や制度及び業務が、経営方針並びに法令及び諸規程に準拠し、効率的に運営されているかを検証・評価及び助言を行っております。これにより、法令違反・不正、誤謬の未然防止、正確な管理情報の提供、財産の保全、業務活動の改善向上に努めております。

e 会計監査人

当社は、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しており、適切な監査が実施されております。

f コンプライアンス委員会

コンプライアンス遵守に向けた取り組みを行うための機関として、コンプライアンス委員会を設置し、代表取締役社長、管理部門管掌取締役、その他の部長職以上により構成され、年2回定例での開催のほか、必要な都度開催することとしております。

g 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬総額は、平成16年9月25日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内(ただし、使用人兼務役員の使用人給与は含まない)と決議しており、個々の報酬額については、当社の業績や会社への貢献度等を勘案し取締役会にて決定しております。また、監査役の報酬総額は、平成16年9月25日開催の臨時株主総会において年額20百万円以内と決議しており、個々の報酬額については、監査役会にて決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [\[更新\]](#)

当社は、経営の意思決定の業務執行機能を分離し、それぞれの効率・迅速化を図り経営体制を強化するため、執行役員制度を導入するとともに、経営者の監督の機能を高めるため、社外取締役を設置しております。また、監査の実効性を確保するため、監査役、内部監査室及び会計監査人は、相互に緊密な連携を保つため、定期的に報告会を開催するなど積極的に情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めております。このような現状の体制により、経営の公正・透明性は十分に確保されているものと考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 [更新]

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	法定期日よりも早いタイミングでの発送に努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算日は12月31日であり、定時株主総会は3月に開催しております。よって、集中日は回避できていると認識しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべきものと認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべきものと認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべきものと認識しております。
その他	株主総会において株主様に、事業報告をより深くご理解いただくため、映像によるご説明を行っております。また、招集ご通知の発送日3日前より、TDnet及び当社ウェブサイトに招集ご通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ内のIRページにおいて掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算終了後において、定期的に決算説明会を実施する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び年度決算終了後において、定期的に決算説明会を実施する予定であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべきものと認識しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内のIRページにおいて決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、その他開示資料を適時掲載いたします。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部内の広報・IR部をIR担当部署としており、取締役管理本部長をIR活動の推進責任者としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 [更新]

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程により、各ステークホルダーの立場の尊重のために行動基準を設定し、これを遵守しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、佐賀県佐賀市へ進出しお客様サポートデスクを設置しており、地方創生・地域活性化へ貢献しております。 市民社会における社会教育の推進及び経済活動の活性化ならびに職業能力の開発に寄与することを目的とした「関西を元気にする会」の会員、また、ホームページの環境認証サービスである「グリーンサイトライセンス」や、キャップのリサイクル活動である「エコキャップ協会」へ賛同しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に、当社の経営方針、事業活動、財務情報等に関する情報を分かりやすく公平かつ適時・適切に提供することを基本方針としております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、平成27年3月開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を定め決議しております。その概要は以下のとおりです。

- a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役及び使用人の業務執行が、法令・定款及び当社の経営理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、「コンプライアンス規程」を定める。
 - (b) コンプライアンス活動を徹底させるため、社長を担当役員とするコンプライアンス委員会を設置し、全社的な取組みを行う。
 - (c) 内部監査室を設置し、代表取締役が承認した監査計画にもとづき、業務執行部門の活動全般に関して内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに監査役に報告する。
 - (d) 違反行為や疑義のある行為等を役員及び使用人が直接通報できる手段を確保するものとし、その一つとして役員及び使用人が社外に直接通報できるコンプライアンス通報・相談窓口を設置し運営する。この場合、通報者の承諾がない限り通報者の氏名を開示しない(匿名性の保障)ことと通報者に不利益がないことを確保する。
 - (e) 取締役会は、適正な財務報告書を作成することが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であることを認識し、財務報告の適正性を確保するため、財務報告書の作成過程において虚偽記載並びに誤謬等が生じないよう実効性のある内部統制を構築する。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 文書管理規程に基づき、管理責任者は次の各号に定める文書(電磁的記録を含む。以下同じ)を関連資料とともに保存する。
 - ア 株主総会議事録及び関連資料
 - イ 取締役会議事録及び関連資料
 - ウ 経営会議議事録及び関連資料
 - エ 取締役が主催するその他の重要な会議の議事録及び関連資料
 - オ その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- (b) 前号の他、会社業務に関する文書の保存及び管理については「文書管理規程」及び「文書保存年限表」に基づき適正に保存・管理する。
- (c) 当社が保存または管理する電磁的記録については、「情報セキュリティ規程」「情報セキュリティ運営規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に基づきセキュリティを確保し、情報の毀損や外部への流出を防止する。
- (d) 取締役及び監査役は各業務執行部門が保存及び管理する情報を常時、直接、閲覧・謄写または複写することができる。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスク管理に関しては、「リスク管理規程」を制定し、リスク管理の最高責任者を社長とすると同時に、リスク管理委員会を設置し、リスク管理を効果的かつ効率的に実施する。
- (b) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会に対して報告する。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、コンプライアンス規程において、「コンプライアンスを経営の方針とし、反社会的勢力とは一切関わりを持たない」としております。

b 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (a) 社内規程の整備状況
 - 各関連規程において、反社会的勢力との取引を一切認めないと規定しております。
 - (b) 反社会的勢力排除の対応方法
「反社会的勢力の調査に係るガイドライン」に基づいて、新規取引先については、過去からの新聞等の記事検索により、反社会的勢力との関係がないことを確認します。継続取引先については、1年に一度以上の定期確認を実施しております。また、取引開始の際の基本契約書等には、暴力団排除条項を盛り込んでおります。
 - (c) 外部の専門機関との連携・情報の収集状況
警視庁管轄の相談窓口である「暴力ホットライン」の利用や、公益財団法人の「暴力追放運動推進都民センター」へ加入し、情報の収集に努めています。
 - (d) 研修活動の実施状況
外部講師による定期的な社内勉強会を実施しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

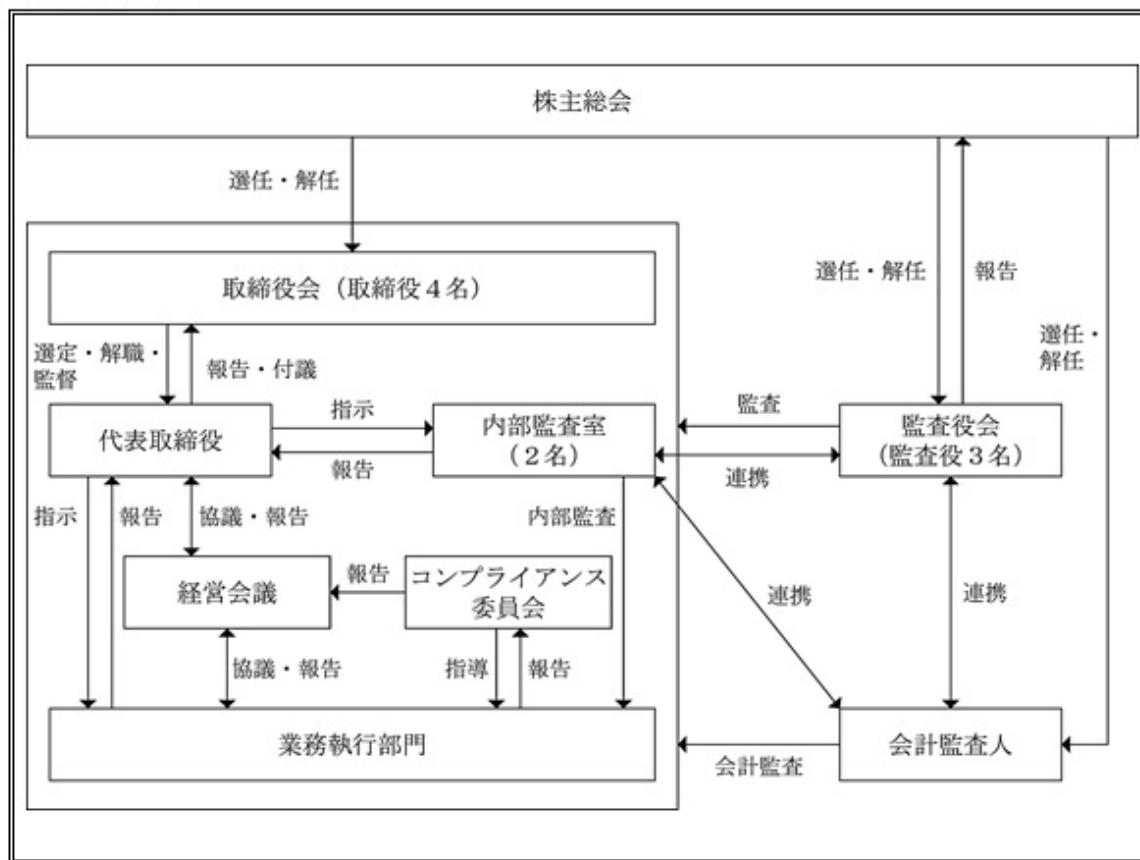
なし

該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありませんが、将来は検討を要する課題となることも考えられます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

